

4.4. 多様な自然と人々の暮らしが共生する都市

主要課題

生物多様性の保全

- ✓ 本市の豊かな生物多様性を将来にわたって保全していくために、身近な動植物の生育・生息環境や生態系の保全をはじめ、貴重種の保全や外来生物対策を進めていく必要があります。
- ✓ 環境の保全及び創造を図るため、環境と調和のとれた土地利用を図る必要があります。
- ✓ 市民・NPO・事業者・専門家などの各主体が生物多様性の重要性を認識し連携するとともに、生物多様性に対する関心の高い市民や地域の自然環境を支えていくための人材を育成する必要があります。

森林・農地・緑地の保全

- ✓ 「持続可能な森林経営・管理」により、森林の公益的機能の維持増進や生態系の保全が必要です。
- ✓ 生産地と消費地が共存する本市の特性を活かし、中山間地と都市部との市民交流や、次世代を担う子供たちに対する森林環境教育の充実などによって、市民一人ひとりの森林への理解を深めていくことが重要です。
- ✓ 個々の緑地を保全するだけでなく、生物多様性を保全するためにも、多様な生物の生息・生育・移動域となる森林や丘陵地、農地、公園など緑地のつながりを形成していく必要があります。

4.4.1. 生物多様性の保全

4.4.1.1. 貴重な動植物の保護

⇨ 施策の基本的方向

🌿 法令に基づく貴重種の保護やその生息・生育地の保全対策の推進

- ア 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）や文化財保護法（昭和25年法律第214号）に指定されている種・天然記念物、環境省や静岡県のレッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。



【市 天然記念物 ギフチョウ】

- イ 浜松市ギフチョウの保護に関する条例(平成 17 年浜松市条例第 140 号)に基づき、市民とともに保護監視活動や不正な採取などの防止を行います。
- ウ 静岡県希少野生動植物保護条例(平成 22 年静岡県条例第 37 号)に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。

4.4.1.2. 動植物の適正な管理・防除

👉 施策の基本的方向

🌿 法令に基づく野生鳥獣の適正な管理や外来生物の防除・管理対策の推進

- ア 農林水産業への鳥獣被害の防止を図るため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。
- イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。)で指定されている特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。
- ウ 環境省が指定する要注意外来生物について、適正な飼育方法の市民への周知・啓発に努めます。

4.4.1.3. 開発事業の実施に伴う環境配慮

👉 施策の基本的方向

🌿 環境影響評価条例の制定

🌿 環境配慮指針等の適正な運用

- ア 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者に対して、適切な環境保全措置を行うことを求める環境影響評価条例を制定します。
- イ 一定規模以上の開発事業に対して、生活環境、生物多様性、快適環境、地球環境への適切な配慮を求める環境配慮指針を適切に運用します。
※ 環境配慮指針については、第 5 章を参照

4.4.1.4. 生物多様性の普及啓発

👉 施策の基本的方向

🌿 生物多様性の保全に関する市民意識の向上

- ア 市内の自然環境や動植物の情報を市ホームページ上で公開している「自然環境マップ」の情報の更新や充実を図り、自然観察や環境教育などへの活用を促進します。

- イ 市民が生物多様性の大切さを理解し、自発的な行動により地域の生物多様性を支える存在になることを目指し、出前講座や啓発イベントなどを行い、生物多様性保全に関する市民意識の向上に努めます。
- ウ 市民に身近で地域の生態系を代表する種を対象に、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。

4.4.2. 森林・農地・緑地の保全

4.4.2.1. 森林の保全

👉 施策の基本的方向

- 🌿 適切な森林の整備・保全
- 🌿 森林・林業体験の機会の提供

- ア **FSC** 森林認証制度を活用した市産材のブランド化のさらなる推進や新たな需要の開拓、森林施業の合理化による低コスト林業の推進や若年者の新規参入促進などの林業の振興により、適切な森林の整備・保全を行います。
- イ 森林管理を対象とする **FM 認証**とあわせて、加工・流通・工務店を対象とした **CoC 認証事業者**の増加を図ることで、市民が自ら選択して **FSC** 材製品を購入する意識の向上を図ります。
- ウ 森林体験・交流施設の維持管理等による森林・林業体験の機会の提供や、グリーン・ツーリズム、子供たちへの森林環境教育などにより、「緑のダム」として重要な役割を担う森林についての市民の理解を深めます。
- エ 保安林は、水源かん養や土砂の流出防止など重要な役割を持っているため、県と連携して治山施設の設置と保安林機能の維持・向上を図り、地域の安全性や生活環境を向上します。
- オ 森林環境基金を活用して、森林、河川などの自然環境を保全し、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、林業の振興を図ります。

4.4.2.2. 農地の保全

👉 施策の基本的方向

- 🌿 農地の計画的な確保と有効活用
- 🌿 都市部における農地の確保と保全

- ア 住宅地や工場用地などの整備に際しては、農地転用許可制度の適正な運用により、計画的な土地利用の確保を図ります。

- イ ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促して、農地の有効活用、保全を推進します。
- ウ 遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。
- エ 市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。
- オ 雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図ります。
- カ 河川の河口閉塞による農地の湛水被害を防ぐため、掃流用水の水量を確保し、農地の保全を図ります。



【市民農園】

4.4.2.3. 緑地の保全

👉 施策の基本的方向

- 🌿 みどりをつなぐネットワークの形成
- 🌿 市内の自然環境の骨格となるみどりの保全

- ア 動物の生息環境と移動経路を確保するため、森林や丘陵地、農地、公園など緑地をつなげ、緑の回廊の形成に努めます。
 - イ 市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。
 - ウ 豊かな自然環境を活用した公園、歴史的資源を活用した公園、市民が気軽に利用できる公園など、地域特性に応じてみどりの拠点を位置づけ、整備・充実を推進します。
 - エ 浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。
 - オ 動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。
 - カ 人の暮らしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。
- ※ イは、4.3.4.3.再掲

4.4.3. 河川・湖沼・海岸の保全

4.4.3.1. 水辺の環境保全

👉 施策の基本的方向

🌿 市民・NPO・事業者との連携・協働による河川流域や湿地の自然環境の保全

- ア 動植物の貴重な生息・生育地となっている湿地について、無秩序な開発を防止するよう努めます。
 - イ 市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や動植物の保全活動を推進します。
 - ウ 河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。
- ※ ウは、4.1.2.1.再掲

4.4.3.2. 生活排水対策

👉 施策の基本的方向

🌿 生活排水による水環境への汚濁負荷を削減

- ア 生活排水による水環境への汚濁負荷を削減するため、下水道整備・接続促進や合併処理浄化槽の設置を支援します。
- イ 公共用水域の富栄養化を防止するため、窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進します。

4.4.3.3. 工場・事業場における排水対策

👉 施策の基本的方向

- 🌿 工場・事業場に対する排水基準の遵守の徹底と、排水対策の強化の呼びかけ
- 🌿 排水基準が適用されない工場・事業場における自主的な対策への助言・指導
- 🌿 着色度測定の実施と公共用水域等色汚染対策協議会における対策の検討

- ア 工場・事業場における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、工場・事業場に排水対策強化への協力を求めています。
 - イ 排水基準が適用されない工場・事業場に対しては、排水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。
 - ウ 良質な水質を守るため、着色度測定などにより監視を行うとともに、公共用水域等色汚染対策協議会において色汚染問題対策について検討します。
- ※ ア～ウは、4.1.2.5.再掲

4.4.4. 水やみどりに親しむ空間の創出

4.4.4.1. 親しみやすい水辺づくり

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 人と川とのふれあいの場の創出
- 🍃 多自然川づくりの推進

- ア 河川の適正な水利用や機能を維持することにより、人と川とのふれあいの場を創出し、より良い水辺空間とするよう努めます。
- イ 親水性、生態系の保全、美しい自然景観の創出に配慮した多自然川づくりを推進します。



【多自然川づくり】

4.4.4.2. 身近なみどりの創出

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 市有施設、民間施設の緑化の推進

- ア 公園の植樹帯、河川敷などの整備にあたり、動物が住みやすい場を設けるために、エコトーンの形成や樹木の混植に努めます。
- イ 市有施設の緑化については、地域の緑化の見本となるよう、質・量ともに充実した緑化を推進し、市民に親しまれるみどりを育成します。
- ウ 住宅地、商業・業務地区、工場・事業所などの特性に応じて民間施設の緑化を推進します。

4.4.4.3. 自然とふれあう場と機会の確保

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 自然体験・学習型のレクリエーションの推進
- 🍃 自然とふれあう拠点の整備

- ア 森林観察、農林業体験、自然学習などのプログラムを整備し 豊かな自然環境を活かしたグリーン・ツーリズム、エコツーリズムなどの体験・学習型のレクリエーションを推進します。

イ 市民が森林、里山などのみどりにふれあうことのできるよう、ふれあいの森、トレッキングルートなど、森林レクリエーションの拠点整備を進めます。

ウ 遊休農地を市民農園や体験農園などにも活用し、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。

※ ウは、4.4.2.2.再掲

4.4.5. 自然景観の保全と創造

👉 施策の基本的方向

🌿 良好な自然景観要素の保全・育成・活用

ア 地域景観の中で良好な景観要素となっている、山地の人工林や自然林などの森林、里山の樹林や田畑、斜面緑地や鎮守の森、街路樹や生垣、樹木、水辺や緑地などは、魅力ある地域の景観形成の拠り所として保全・育成・活用に取り組みます。

環境指標

環境指標	現状値	目標値
森林認証取得面積	平成 24 年度 (2012)	平成 48 年度 (2036)
	38,668ha	54,000ha
緑地保全面積	平成 25 年度 (2013)	平成 41 年度 (2029)
	1,373.62ha	3,930.9ha

4.5. 環境活動を実践する人を育てる都市

主要課題

学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

- ✓ 環境教育等促進法の趣旨を踏まえ、「体験学習に重点を置く取り組み」から「幅広い実践的人材づくりと活用」への発展や、各主体の「協働取り組み」の一層の促進が求められます。
- ✓ 本市の地域特性・自然特性を活かし、幼児から大人まで発達段階に応じた系統的な浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム」の活用を、学校教育や地域の学習会において促進させる必要があります。
- ✓ 人権や消費生活、健康福祉、防災、農林水産、多文化共生、まちづくりなどの分野と幅広く連携を図り、持続可能な社会の実現を目指した環境教育を推進していくことが必要です。

「体験の機会」の整備と情報提供

- ✓ 学校や地域、市民・NPO・事業者などが、それぞれ環境に配慮した行動や環境活動を個別に取り組むだけでなく、持続可能な開発のための教育（ESD）の観点から活動の主体や場が連携し、取り組みを社会全体に広げていくことが求められます。

4.5.1. 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

4.5.1.1. 学校などにおける環境教育

施策の基本的方向

- 🌿 学校での各教科、領域における発達段階に応じた環境教育の推進
- 🌿 幼稚園・保育所での自然とのふれあい体験の推進
- 🌿 小学校でのごみ・資源物に関する環境教育の推進
- 🌿 太陽光発電など環境配慮設備を活用した環境教育

- ア 学校において、発達段階に応じて環境と人間のかかわり方について認識を深め、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、各教科・領域に環境教育を広く取り入れていきます。
- イ 幼稚園・保育所での浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム」の活用や、自然とのふ



【Eスイッチプログラムの実践】

れあい体験を重視した取り組みにより、幼児期から自然を大切にする心を育てていきます。

- ウ ごみに関する社会科副読本やごみ減量啓発絵本などを活用することにより、3Rの取り組みを推進します。
- エ 学校施設などに設置された太陽光発電設備や緑のカーテン、ビオトープ、地元木材を使った教室や机など身近な設備を教材に、環境保全や環境負荷低減のための取り組みについて理解を深めます。

4.5.1.2. 学校などの教職員に対する環境教育の理解促進

👉 施策の基本的方向

🌿 学校などの教職員への環境教育研修の充実

- ア 学校などにおいて環境教育を推進するため、教職員の研修を充実し、教職員の環境教育に関する知識や指導力の向上を図ります。
- イ 教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者や静岡県環境学習コーディネーターなど地域の人材情報を積極的に提供します。



【教員向けの環境教育研修】

4.5.1.3. 社会など幅広い場における環境教育の推進

👉 施策の基本的方向

- 🌿 環境啓発施設を活用した学ぶ機会の充実
- 🌿 動物愛護教育センターにおける動物愛護教育の推進
- 🌿 エコライフを実践する地域づくりの推進
- 🌿 環境教育や環境活動などに対する顕彰

- ア 浜松市エコハウスモデル住宅やみどり～な（緑化推進センター）、かわな野外活動センター、浜松市次世代ダイバーシティエネルギーパークの施設などにおいて、3Rや地球温暖化防止、生物多様性の保全などについて、各施設の特色を活かした講座や体験型学習を企画・開催します。
- イ 動物愛護教育センターを中核として、動物愛護教育を推進します。
- ウ 協働センターやくらしのセンターなどにおいて、地域の環境美化やごみ問題、3R、環境に配慮した消費生活などに関する学習会を開催するとともに、自治会組織との協働により地域の環境活動を活性化します。

- エ 環境教育や環境活動など自ら実践する意欲を高めるため、顕著な取り組みに対して顕彰します。

4.5.1.4. 環境教育を担う人材の育成と積極的な活用

👉 施策の基本的方向

- 🌿 環境教育を担う人材の発掘・育成
- 🌿 環境学習指導者のスキルアップ
- 🌿 コーディネーターの育成と活用

- ア 環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座や環境学習指導者間の交流会の開催などにより、新たな人材を発掘・育成します。
- イ 環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が自主的に企画・運営する環境講座やイベント等の活動を支援します。
- ウ 総合的な視点で学校、地域と環境学習指導者や事業者の環境活動をつなぐコーディネーターの育成を図り、積極的に活用していきます。



【環境学習指導者養成講座】

4.5.1.5. 環境学習プログラム（E スイッチプログラム）の充実

👉 施策の基本的方向

- 🌿 NPO・事業者の技術・専門性を活かしたプログラムの作成
- 🌿 森林環境教育プログラムの普及
- 🌿 高等学校や大学などと連携したプログラムの検討

- ア NPO・事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを募集し、E スイッチプログラムの充実を図ります。
- イ 市域の約 7 割を占めている森林を環境教育の場として活用する森林散策体験会などの森林環境教育プログラムの普及を図り、森林の有する公益的機能に対する理解・関心を高め、森林の保全につなげていきます。
- ウ 市内の高等学校や大学などと連携して、現在生じている環境問題に対応したプログラムの検討を進めます。



【E スイッチサポートガイドブック】

4.5.1.6. 各主体との連携

👉 施策の基本的方向

- 🌿 浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつEスイッチ）を中核とした連携
- 🌿 協働取り組みを推進するための協定締結の推進
- 🌿 事業者と連携した環境教育の推進

- ア 浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつEスイッチ）を中核として、市民・NPO・事業者・学校・行政などあらゆる主体が連携し、情報共有や交流を行う場を提供し、環境教育施策を総合的・体系的に推進します。
- イ NPO・事業者・行政などが適切な役割分担を踏まえた協働取り組みを推進するため、関係主体間で協定を締結し、パートナーシップのもとに効果的な環境教育を進める制度の構築を検討していきます。
- ウ 事業者と連携し、事業場見学や講演会などの開催により、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供します。



【浜松市環境教育推進ネットワーク】

4.5.1.7. 環境教育のさらなる普及・促進に向けた調査研究

👉 施策の基本的方向

- 🌿 環境教育に関する市民の意識やニーズの調査

- ア 環境教育に関する市民の意識やニーズを調査し、調査結果を踏まえて環境教育施策の普及・促進に努めます。

4.5.2. 「体験の機会の場」の整備と情報提供

👉 施策の基本的方向

- 🌿 認定手続きや要件の整備と制度の周知
- 🌿 「体験の機会の場」のPR

- ア 環境教育等促進法第20条に基づき、NPOや事業者が提供する自然体験活動などに対して市長が認定を行う「体験の機会の場」の制度について、認定手続や安全性の確保などの要件を整備した上で、制度の周知を進めます。
- イ 「体験の機会の場」に認定された場やその活動内容について、ホームページなどで広く紹介します。

4.5.3. 職場における環境活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組み

4.5.3.1. 事業者への支援

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 事業者による従業員への環境教育の支援
- 🌿 事業者が CSR として行う環境活動への支援

- ア 事業者に対して、環境学習指導者の派遣や出前講座を実施し、従業員への環境教育の取り組みを支援します。
- イ 事業者が行う環境学習プログラムを募集し、環境学習サポートガイドブックで紹介することで、事業者による環境教育の取り組みを支援します。
- ウ 事業者が CSR として環境活動に取り組みやすいよう、河川や湖沼の清掃活動などの情報提供を行います。

4.5.3.2. 環境に関する研修などの充実

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 市職員への環境教育研修の充実

- ア 庁内の各部署が、所管する事務事業と環境との関わりを常に意識し、環境に配慮した事務事業の推進に取り組むよう市職員への環境教育研修の充実を図ります。
- イ 庁内の各部署の温暖化対策推進員に対し、省エネルギーの取り組みとその効果に関する研修を行い、省エネ行動の定着に努めます。

4.5.4. 環境教育の場の整備や充実

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 身近な公園の整備や公共施設などの活動拠点の充実
- 🌿 省エネルギー・省資源型の公共建築物の整備
- 🌿 動物園における環境教育機能の充実
- 🌿 新清掃工場への環境教育啓発機能の整備

- ア 森林、河川、海岸、里山などに近接する公園や公共施設を活用し、それぞれの地域で環境保全に取り組む団体などと連携して、環境教育のための情報発信や実践活動のできる拠点として整備・充実を図ります。特に、佐鳴湖や遠州灘、浜名湖周辺の拠点整備や、静岡県立森林公園、静岡県森林・林業研究センターなどとの連携強化に取り組みます。

- イ 省エネルギー・省資源型の市有施設を整備し、環境に配慮した施設・設備への理解を深めます。
- ウ 動物園において、生物多様性の保全や種の保存を推進する施設として、体験プログラムの充実を図ります。
- エ 今後建設していく新清掃工場に、環境教育啓発施設を併せて整備します。

4.5.5. 環境情報の積極的な発信

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 環境情報の収集・整備・公開
- 🍃 市民・NPO・事業者の取り組みの紹介
- 🍃 SNSを活用した情報発信
- 🍃 外国人向けホームページ（カナル・ハママツ）からの情報発信
- 🍃 効果的な情報提供方法の研究

- ア 本市の生活環境や自然環境、環境教育などの環境情報や環境に関する施策を体系的に整備し、市ホームページなどで積極的に公開するよう努めます。
- イ 市民・NPO・事業者・学校などの環境教育に関する取り組みを「(仮称)環境教育実践報告書」としてまとめ、各主体間で情報を共有していくことを検討します。
- ウ 市ホームページで環境教育の取り組みを情報発信するとともに、環境学習会や環境活動などの情報について、SNSなどを活用して迅速に発信していきます。
- エ 本市に多数在住する外国人向けに、節電やごみの分別方法など生活に密着した環境情報や、森林や里山などの自然体験活動の情報などをわかりやすく発信していきます。
- オ 広報紙やパンフレットなどの紙媒体に加えて、最新の情報発信技術を活用して、いずれの年代でも利用しやすい効果的な情報の発信方法を研究していきます。

4.5.6. 国際的な視点での取り組み

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 国際協力の推進
- 🍃 多文化共生教育の推進
- 🍃 ESD 活動の普及啓発
- 🍃 ユネスコスクールの取り組み紹介

- ア 国際協力機構(JICA)などと連携し、開発途上国などの海外諸都市から研修員を受け入れます。また、市民や市民活動団体に対して、国際協力に関する啓発活動や情報提供を行います。
- イ 都市・自治体連合(UCLG)を通じた交流や、国外の都市との連携による環境施策などの事例の収集・情報交換を行い、国際協力や都市間連携に努めます。
- ウ 地球規模で環境に配慮した行動が求められていることから、外国のくらし・文化・歴史などに触れることで多様な価値観や人権を尊重する意識を育み、多文化共生への理解促進を図ります。
- エ 既存の環境教育や環境活動の取り組みを **ESD** の視点で捉え直し、様々な主体が連携するために必要な情報提供を行うなど、国際的な視点に立った **ESD** の推進を図ります。
- オ 市内の学校に **ESD** の推進拠点として位置づけられている、ユネスコスクールの取り組みを学校外に広く紹介し、**ESD** 活動の普及に努めます。

環境指標

環境指標	現状値	目標値
		平成 36 年度 (2024)
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合 (市民意識調査によるごみ減量、節電、リサイクル、自然保護活動など環境に配慮したくらしを実践する市民の割合)	平成 23 年度 (2011)	100%
	73.5%※1	
環境学習指導者養成講座による人材養成人数 (累計)	平成 26 年度 (2014)	100 人
	16 人	

※1 第 38 回市民アンケート調査 (平成 23 年度実施)

4.6. 総合的・横断的な施策の方向性

4.6.1. 市民協働で実践する持続可能な環境活動

主要課題

市民や事業者の行動変革の促進

- ✓ 多くの市民が環境に対して高い関心を持ち、資源・エネルギーを必要以上に消費するライフスタイルから、環境に配慮したライフスタイルへと転換する必要性を認識しているものの、実践行動に結びつき、日常生活を変えていくまでには至っていません。
- ✓ 市民一人ひとりが自らの行動が社会経済や地球環境に影響を及ぼすことを自覚し、持続可能な社会の実現に向けて自発的・積極的に行動を変革し、日常生活において環境負荷の少ないライフスタイルが定着することが求められます。

多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進

- ✓ 市民・NPO・事業者など多様な主体やあらゆる世代が、持続可能な社会を形成する担い手として、ごみの減量や資源化、省エネルギー、自然環境の保護・保全などの環境活動に取り組む必要があります。

高齢世代が参画・活躍する場づくり

- ✓ 超高齢社会が進行する中、元気で意欲的な高齢世代が地域づくりの担い手としていきいきと活躍することが期待されます。

4.6.1.1. 市民や事業者の行動変革の促進

施策の基本的方向

- 🌱 多様な分野における持続可能な開発のための教育（ESD）の推進
- 🌱 地域の人づくり拠点の構築
- 🌱 事業者による環境経営の推進

- ア 環境分野だけでなく、消費者教育、防災教育、福祉教育、食育、多文化共生教育、みどり教育、まちづくり教育など、多様な分野において持続可能な社会の重要性を意識した教育や啓発に取り組み、市民や事業者の行動変革を促します。
- イ 行政や市民団体等から情報を収集し、それらを基に地域の教育・保育施設に多様な分野の講座を提供するような「地域の人づくり拠点」を構築します。
- ウ 事業者の環境経営を推進するために、エコアクション21やISO14001などの取得を促すとともに、市が環境改善につながる技術開発、地域活動を認定・表彰する制度を推進します。

4.6.1.2. 多様な主体の行動・参画・協働による環境活動の推進

📖 施策の基本的方向

- 🌿 市民協働による 3R や省エネ行動の実践
- 🌿 多様な主体による森林整備の促進
- 🌿 市民、団体との協働による緑地の保全
- 🌿 市民・NPO・事業者との連携・協働による水辺の環境保全活動の推進
- 🌿 浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつ E スイッチ）を活用した多様な主体の交流・連携促進

- ア 環境美化推進員や地球温暖化防止活動推進員などの地域の環境リーダーが家庭や地域における率先行動や啓発活動に努め、市民一人ひとりが 3R や省エネ行動を実践するよう促します。
- イ 森林ボランティア活動の充実など、多様な主体による森林整備を促進します。
- ウ 緑地保全や緑化推進を行う団体の創設や活動の拡大を促し、協働による取り組みを推進します。
- エ 市民・NPO・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動や水質浄化活動を推進します。
- オ 浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつ E スイッチ）を活用して多様な主体の交流や連携を促し、環境教育の協働取り組みを推進します。

4.6.1.3. 高齢世代が参画・活躍する場づくり

📖 施策の基本的方向

- 🌿 環境活動の担い手としての高齢世代の活用

- ア 元気で意欲的な高齢者を地域の環境リーダーや環境教育の担い手として積極的に活用していきます。
- イ 地域との連携・協働を強化し、市民一人ひとりがエコライフを実践する地域づくりを目指します。

4.6.2. 安全で快適な暮らしをスマートに実現する都市機能の充実

主要課題

環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約

- ✓ 郊外部において居住地や大型店舗などの立地により、都市のスプロール化が進んでいるため、計画的に立地誘導することが必要です。
- ✓ 行政機関、医療施設、福祉・子育て支援施設、商業施設などが拡散しているため、施設の集約化をしていくことが必要です。
- ✓ 老朽化した都市インフラの効率的な再整備とともに、気候変動などによる影響のリスクを評価し、影響の防止・軽減に資する適応対策を向上させることが必要です。

徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成

- ✓ 日頃の過度な自動車利用を控え、徒歩、自転車、公共交通利用へと日常生活の転換を誘導する交通ネットワークの形成に取り組む必要があります。
- ✓ 子供から高齢者、障がい者が安全に移動できるようユニバーサルデザインに対応した交通基盤施設の整備が必要です。

エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化

- ✓ 民生業務部門での延べ床面積、民生家庭部門での世帯数や世帯あたりの家電台数の増加により、CO₂排出量が増加しているため、環境に配慮した建物などの普及が必要です。
- ✓ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進し、創り出した電力を無駄なく効率よく利用することが必要です。

4.6.2.1. 環境負荷の低減に配慮した居住・都市機能の集約

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けて、居住誘導や都市機能誘導エリアの設定、公共・公益施設の再配置、公共交通機関のネットワークの再検討

- ア 拠点ネットワーク型都市構造の実現に向けた居住誘導や都市機能誘導エリアの設定などについて、公共交通機関と連携しながら検討します。
- イ 拠点ネットワーク型都市構造に照らした公共・公益施設の更新や再配置について、関係機関と協調しながら検討します。
- ウ 鉄道駅周辺や公共交通機関がある基幹道路周辺などに居住・都市機能誘導エリアの設定を検討します。
- エ 拠点への居住誘導を推進するため、医療や福祉施設の充実、子育て支援施設の設

置などの居住環境の整備を検討します。

オ 気候変動による環境変化に対する、適応策を検討します。

4.6.2.2. 徒歩・自転車・公共交通を中心に考えた交通ネットワークの形成

👉 施策の基本的方向

- 🍃 自転車利活用と公共交通への転換による自家用車への依存からの脱却
- 🍃 交通結節点の機能を強化
- 🍃 交通基盤施設のユニバーサルデザイン化の推進

- ア 自転車走行空間やサイクル&バスライド駐輪場などの整備により、自転車利活用と公共交通利用への転換を図ることで、過度な自家用車への依存から脱却をします。
- イ 主要な駅において、駅前広場の整備など乗換利便性の向上を図り、交通結節機能強化をします。
- ウ 都心において、歩行者や自転車に優しい空間を創出します。
- エ 子供から高齢者、障がい者が安全で自由に移動することができるように、交通基盤施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

4.6.2.3. エネルギーを最適利用する建物の普及やコミュニティ化

👉 施策の基本的方向

- 🍃 建物のスマート化・ゼロエネルギー化の推進
- 🍃 スマートコミュニティの構築

- ア 住宅や工場、事業所など、個々の建物におけるエネルギーの最適利用（スマート化）、一次エネルギー使用量ゼロ（ゼロ・エネルギー化）を推進します。
- イ スマート化、ゼロ・エネルギー化された個々の建物のネットワーク化によるスマートコミュニティを構築します。

4.6.3. 環境イノベーションと地域経済の振興

主要課題

本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進

- ✓ 林業事業者の高齢化や搬出コストの採算性の低さなどにより、利用されない間伐材が林地内に放置されているため、効率的な搬出方法を検討するとともに、新たな活用方法の検討が必要です。
- ✓ 産業資源として大きな可能性を持つ都市鉱山から、資源をリサイクルすることが必要です。
- ✓ 生ごみをエネルギーとして有効利用するために、新たな仕組みづくりが必要です。
- ✓ 輸送用機器産業の依存から脱却し、新たな産業を創出し複合的産業構造への転換が必要です。

環境資産の持続可能な活用による産業の振興

- ✓ 地域材を積極的に活用することで、市内外へPRしていくことが必要です。
- ✓ 環境資源と観光事業を連携させた、新たな仕組みづくりが必要です。
- ✓ 観光事業の振興を支えるために、広範な市域に広がる主要な観光拠点を、様々な交通手段で周遊しやすくすることが必要です。

環境・エネルギー産業の創造

- ✓ 環境・エネルギー分野の新製品開発を行う事業者を支援し、本市における関連産業の創造を図っていくことが必要です。

4.6.3.1. 本市の特性を活かした環境・エネルギー産業の成長促進

施策の基本的方向

- 🌿 木質燃料の普及啓発
- 🌿 バイオマスエネルギーの利活用の推進
- 🌿 金・銀・白金など有用な金属の資源物回収の推進
- 🌿 新たな事業の創出や販路開拓への支援

- ア 伐採した間伐材を効率的に搬出するための中間土場を整備するとともに、大口熱需要先である温室農家などに対する木質ペレットボイラーの導入や家庭用ペレットストーブの導入に対して支援します。
- イ 木質バイオマスや生ごみなどによるバイオマス発電など、バイオマスエネルギーの利活用を推進します。
- ウ 清掃工場などにおいて、金・銀・白金など有用な金属の資源を有する小型家電の

回収を推進します。

- エ 基幹産業と環境・エネルギー産業の融合による、新たな事業の柱の創出や海外も見据えた販路開拓を支援します。

4.6.3.2. 環境資産の持続可能な活用による産業の振興

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 地域材の積極的な活用・普及啓発によるブランド化
- 🌿 環境資産を活用した新たな観光産業の創出

- ア 天竜区役所や春野協働センターなどへの地域材活用を通じて、住宅、店舗などへの地域材活用を促進します。
- イ 認証森林の拡大に引き続き取り組むとともに、流通加工部門での森林認証取得を促進することで、天竜材のブランド化を進めます。
- ウ 浜松やらまいか交流会などを活用しながら、地域材を市外に対して積極的にPRをしていきます。
- エ 浜名湖などの環境資源を活用した滞在プログラムを充実させ、地域の魅力向上を図り、観光客の滞在を促進することで観光産業の活性化を図ります。

4.6.3.3. 環境・エネルギー産業の創造

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 再生可能エネルギーや省エネルギーに関する新技術開発や新事業展開の推進

- ア 環境・エネルギー産業を創造するため、浜松地域の基盤技術（輸送用機器関連、光・電子技術等）や地域の大学の技術シーズなどを活用し、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する新技術開発や新事業展開を進めます。
- イ 電力の小売自由化を始めとする電力システム改革をビジネスチャンスに捉えた、新たなエネルギー関連ビジネスの創出を推進します。